

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

December 2019



## EY税務分析－最新法令動向アップデート

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾の税務サービスチームにご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

### 最新法令改正

- ▶ 財政部賦税署2019年11月15日台財税字第10804629000号解释令「所得税法」第43条の1(注1)の規定(以下、「本解释令」)

### 法令改正の経緯

- ▶ 営利事業者とグループの国外営利事業者の従属関係において関連者取引を行う場合、実務上、取引結果が移転価格ポリシーの予想から外れ、一括調整が必要となる場合がある。営利事業者が一括調整を実施する際に依拠すべき規定として、2020年度より、営利事業者が会計年度決算前に移転価格の一括調整を実施する場合、調整後の取引価格を以て、関連の租税(費用)の納付及び還付を行うため本解释令の内容に従い、関連する要件を充たさなければならないものとしている。
- ▶ 本解释令の適用主体、適用要件及び取引タイプ

適用主体	2020年度より、関連者取引に従事する国内営利事業者
適用要件	上記適用主体は、以下の要件を同時に満たす必要があり、規定により関連する租税(費用)を納付しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 関係する関連者取引の<b>参与者</b>は、事前に取引条件及び全ての価格決定に影響する要因について合意に達し、かつ当該協議に基づく債権・債務にかかる調整金額を財務会計帳簿に計上していること。</li><li>▶ 関係する関連者取引の<b>その他の参与者</b>は、同時に相応する対応調整を実施すること。</li></ul>
適用取引タイプ	関連する規定は、適用主体が従事する取引によって異なっており、詳細は次ページ以降を参照。 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 有形資産の移転に<b>該当する</b>関連者取引に従事する。</li><li>▶ 有形資産の移転に<b>該当しない</b>関連者取引に従事する。</li></ul>

▶ 本解釈令の関連規定の概要

<p><b>有形資産の移転に該当する関連者取引に従事する場合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 貨物の輸入時               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 輸入申告書上に「〇〇〇会計年度の移転価格一括調整作業の処理」と注記し、見積インボイス及び貨物価格申告書を添付した上で、税関へ暫定価格にて保証金の納付による先行通関審査の申請をする。</li> <li>2) 会計年度終了後1か月以内に、営利事業者は、申請書及び関連資料を税関に提出することによって、関税法における課税価格規定による審査を申請し、輸入にかかる租税費用を補足納付するか、あるいは還付を受ける。</li> <li>3) 営利事業者が1か月以内に上記の関連書類を提供しない場合、税関は自ら課税価格を確定する。</li> </ol> </li> <li>▶ 申請書に記載すべき事項及び関連資料               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 申請し確定した課税価格の輸入申告書の番号、項目、暫定価格及び正式なインボイス価格</li> <li>2) 取引価格決定の理由、あるいは価格計算方法;</li> <li>3) 取引契約書、正式なインボイス、支払証明、及びその他の関連書類の添付。</li> </ol> </li> <li>▶ 輸入貨物は前項の規定に基づき、保証金の納付により先行して通関審査した場合、税関より「税関輸入貨物租税費用納付証兼振込申請書」が発行される。営利事業者が後日税関の審査により営業税の還付を受ける場合、仕入税額の減少に該当するため、財政部2003年1月10日台财税字第0910456851号解釈令及び2012年5月24日台财税字第10104557440号解釈令(注2)の規定により処理を行う。</li> </ul>
<p><b>有形資産の移転に該当しない関連者取引に従事する場合</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 営業税               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 移転価格一括調整声明書などの証明文書を添付し、会計年度の最終一期の売上額、未払税額あるいは過払税額とともに、所在地の国税局に営業税を申告する。</li> <li>2) 国外の役務及び輸出貨物、あるいは役務を購入する案件を除いて、取引価格を引き上げる場合は統一発票を起票し、取引価格を引き下げる場合は値引き処理として統一発票あるいは値引票に移転価格一括調整と注記する必要がある。</li> </ol> </li> <li>▶ 貨物税               移転価格一括調整声明書などの証明文書を添付し、会計年度最終月の出荷貨物の未払税金とともに、所在地の国税局に貨物税を申告する。             </li> <li>▶ 所得税               有形資産の移転以外の取引価格を調整する場合で、源泉徴収の対象となる所得に該当する場合、所得税法の関連規定により源泉税の補足納付・還付を行う必要がある。             </li> </ul>
<p><b>その他の注意事項</b></p>	<p>営利事業者が関連者取引に従事する場合、独立企業間取引価格の規定に従い価格あるいは利益を定める必要があり、前述の事項に従って移転価格の一括調整を行う場合は、当年度の法人所得税申告の際、所得税法第43条之1、移転価格審査準則及び関連法令に基づき処理しなければならない。</p>

## EYによる考察

本解釈令は、営利事業者が移転価格の一括調整を行うことで、多国籍企業グループが会計年度終了前に、独立企業間取引価格の原則に合致しなくなる税務リスクを低減させるものである。以下の各留意事項、及びさらなる考察を提案する。

- ▶ **営利事業者は、どのように本解釈令に基づき輸入申告を行うべきか？税関が審査する課税価格には関税法の適用が可能か、もしくは特別な規定があるのか？**

営利事業者が、本解釈令に示した「移転価格の一括調整」の関連者取引の主体となる場合、輸入通関の際、輸入申告書上に「〇〇〇会計年度の移転価格一括調整作業処理」と注記し、かつ、営利事業者は会計年度終了後1か月以内に、申請書を提出し課税価格の審査を実施する必要がある。しかし、本解釈令では、課税価格の審査プロセス、確定期限、及び課税価格の評価にかかる法令について詳細に説明されておらず、今後、実際に運用する際には、関連税関機関の関連作業ポイントの公表について注意されたい。

- ▶ **税関によるこのような通関案件の評価方法は、営利事業者が提供する書類によって異なるのか？**

本解釈令では、「移転価格の一括通関案件」は特別案件の通関タイプに分類され、そのうち、税関の課税価格の審査に供するため、営利事業者は移転価格一括調整声明書などの証明書類を提出しなければならないものとしている。つまり、営利事業者は、移転価格報告書を経由し、価格の審査について税関とコミュニケーションできる機会があるか、さらに、当該移転価格報告書は税関の価格確定の根拠となりうるかについて、継続して注目する必要がある。

- ▶ **本解釈令を適用する通関案件は、調査期限の影響を受けるか。**

輸入申告時、営利事業者は、見積インボイス及び貨物価格申告書をもって、暫定価格で税関に保証金の納付による先行査定通関の申請ができる。税関が営利事業者の課税価格を確定するまで、当該輸入申告書が未確定と看做される場合、税関の密輸調査条例の調査期限によって、輸入申告書の確定時点が影響を受けるかが定かでない。

- ▶ **営利事業者はどのように修正事項を申告するか？**

将来、税関機関によって関連作業ポイントが公表された後、輸入申告書を逐次修正調整しなければならない場合、大量の時間と人的リソースを費やす恐れがあるため、早めの準備が望ましい。

- ▶ **本解釈令はその他の租税優遇と競合するか？**

関係企業から購買した国外の役務について移転価格の一括調整を行う場合、価格が引き上げられる状況では国内の営利事業者は支払いにあたって合わせて源泉徴収を行う必要がある。但し、当該役務が既に租税優遇(租税協定、所得税法第25条)を適用申請している場合、追加の支払についても一体とし適用されるか否かは、今後の主管機関の解釈を待つことになる。

- ▶ **グループの営利事業者は事前協議制度の申請が可能**

本解釈令における移転価格の一括調整は、申告時に規定のフォーマットによって当該関連者取引に関する情報を開示しなければならない場合を除き、取引契約書、当該関連者取引のその他の参加者が対応する調整を行う関連証明文書及び関連税目の調整証憑も合わせて所在地の国税局に提供し、取引価格の変動理由及び実際の調整結果を説明しなければならない。この説明は多国籍グループにて整備された合理的かつ画一的なグループ移転価格ポリシーに基づくべきである。他方、多国籍企業の台湾の子会社、支店は、極力早めに海外の親会社またはエリア統括本部のマネジメントと適用要件にかかる規定についてコミュニケーションを行い、関連の証明文書が完備されているか否かを確認することによって、法令の適用上の不確定性を低減することが期待される。移転価格の一括調整の金額が重要である場合、多国籍企業は、台湾国税局へ事前協議制度を申請することも考えられる。一旦事前協議が成立した場合、台湾の子会社・支店の協議対象年度(3-5年)の間、移転価格一括調整は適用しやすくなり、税負担の不確定性を低減される。

営利事業者は、前述の取引に本解釈令の影響を受ける潜在的なリスク及び機会が存在する場合には、速やかに税務専門家へ問い合わせを行い、関連する税務的影響に対応することを提案する。

## 注1

### 所得税法 第43の1条

国内外のその他の営利事業者と従属関係にある営利事業者、或いは直接・間接的に別の事業に所有或いは支配されることにより相互に収益・原価・費用と損益にかかる配賦がある営利事業者について、独立企業間取引の原則から乖離した処理によって納税義務の回避或いは軽減を図る者に対しては、徴税機関は当該事業の益金を正確に計算するため、財政部に報告し許可を得た上で独立企業間取引の原則に基づき調整を行うことができる。

## 注2

### 財政部2003年1月10日台財稅字第0910456851号令及び2012年5月24日台財稅字第10104557440号令の規定

<https://law-out.mof.gov.tw/LawContent.aspx?id=GL008966>

付加価値型及び非付加価値型營業税法(以下「營業税法」という)第15条第2項の後半の規定によると、營業者が仕入返品又は仕入値引のために回収した營業稅額は、仕入返品又は仕入値引が発生した期の仕入稅額から減算しなければならない。營業者が貨物を輸入する場合に税関が代理で徴収する營業稅額は、同時にその控除可能な仕入稅額でもあり、營業者は法に基づき仕入稅額控除の申告を行うことができる。但し、營業者が輸入貨物の過大納付した營業稅額を税関より還付を受けた場合には、仕入稅額の減少に該当し、營業者が仕入返品又は仕入値引のために回収した營業稅額と性質が同様である。そのため、營業者が税関の營業稅代理徴収納付証の控除控えを以て仕入稅額控除を既に申告している場合で、2003年3月より輸入貨物の過大納付した營業稅額の税関より還付を受けた場合、「税関からの過大納付した營業稅の還付の申告書」を自ら記入して(營業者の使用に供するため、各国税局より様式に基づき印刷してもらう)、還付が発生した期(当月)の仕入稅額から減算しなければならない。營業者による上記の還付資料の申告が漏れた場合、營業税法第51条第1項第5号の規定により処罰するものとする。二、「税関からの過大納付した營業稅の還付の申告書」は、税関が稅額を還付した当期を營業稅の申告・納付の期(月)として、「仕入及び経費」と「固定資産」に区分して、營業者売上高と稅額申告書(401、403)の仕入稅額の「返品及び値引」欄(欄コード第40、41又は42、43)にそれぞれ記入するものとする。

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は  
お付き合いをさせて頂いており  
ますEY担当にご連絡を頂くか、  
または以下のいずれかの関連  
サービス専門担当までご連絡を  
ください。

## 税務及び会社法関連サービス

劉惠雯 税務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
[Heidi.Liu@tw.ey.com](mailto:Heidi.Liu@tw.ey.com)

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
[Yishian.Lin@tw.ey.com](mailto:Yishian.Lin@tw.ey.com)

周鈞培 執業會計師  
02 2757 8888 88871  
[George.Chou@tw.ey.com](mailto:George.Chou@tw.ey.com)

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
[Sophie.Chou@tw.ey.com](mailto:Sophie.Chou@tw.ey.com)

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
[ChienHua.Yang@tw.ey.com](mailto:ChienHua.Yang@tw.ey.com)

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
[Anna.Tsai@tw.ey.com](mailto:Anna.Tsai@tw.ey.com)

林志翔 執業會計師  
02 2757 8888 88876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
[Ben.Wu@tw.ey.com](mailto:Ben.Wu@tw.ey.com)

曹盛凱 執行總監  
02 2757 8888 67151  
[Kelvin.Tsao@tw.ey.com](mailto:Kelvin.Tsao@tw.ey.com)

林志仁 執行總監  
02 2757 8888 67076  
[Sean.Lin@tw.ey.com](mailto:Sean.Lin@tw.ey.com)

吳雅君 副總經理  
02 2757 8888 67206  
[Vivian.Wu@tw.ey.com](mailto:Vivian.Wu@tw.ey.com)

## EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

## EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト [ey.com](https://ey.com) をご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[ey.com/taiwan](https://ey.com/taiwan) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young  
All Rights Reserved.

APAC No. 14004861  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/taiwan](https://ey.com/taiwan)

EY LINE@  
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

